

## 旭川工業高等専門学校情報セキュリティ管理組織規程

制定 平成23. 3. 18達第32号  
改正 平成27. 3. 20達第30号 平成28. 3. 24達第20号  
平成29. 3. 23規則第32号

### 旭川工業高等専門学校情報セキュリティ管理組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（平成22年機構規則第98号。以下「対策規則」という。）及び旭川工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程（平成22年達第4号。以下「管理規程」という。）に基づき、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）の情報セキュリティ管理組織に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における情報セキュリティに関する用語の定義は、対策規則に定めるところによる。

(情報セキュリティ管理組織)

第3条 対策規則第10条第1項の規定に基づき、本校に情報セキュリティ責任者を置き、校長をもって充てる。

2 対策規則第11条第1項の規定に基づき、情報セキュリティ副責任者を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副校長（総務担当）
- (2) 事務部長

3 対策規則第12条第1項の規定に基づき、情報セキュリティ管理者（以下「管理者」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学科長及び科長
- (2) 各課長

4 対策規則第13条第1項の規定に基づき、情報セキュリティ推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、情報セキュリティ責任者が指名する者をもって充てる。

5 管理規程第6条第2項の規定に基づき、情報セキュリティ推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）を置き、情報セキュリティ責任者が指名する者をもって充てる。

6 対策規則第14条の規定に基づき、情報セキュリティ推進員（以下「推進員」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 推進責任者が指名する各学科及び科の教員 若干人
- (2) 推進責任者が指名する技術創造部の職員 若干人
- (3) 推進責任者が指名する事務職員 若干人

7 推進責任者、推進副責任者及び推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(管理委員会)

第4条 対策規則第15条第1項及び旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号。以下「教員等組織規則」という。）第30条第3項の規定に基づき、本校に旭川工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(管理委員会の組織)

第5条 管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報セキュリティ責任者
- (2) 情報セキュリティ副責任者
- (3) 管理者
- (4) 推進責任者

(5) 推進副責任者

(6) その他情報セキュリティ責任者が指名する者 若干人

2 委員会に委員長を置き、情報セキュリティ責任者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(推進委員会)

第6条 対策規則第17条第1項及び教員等組織規則第30条第3項の規定に基づき、本校に旭川工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(推進委員会の組織)

第7条 推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 推進責任者

(2) 推進副責任者

(3) 推進員

2 推進委員会に委員長を置き、推進責任者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第8条 管理委員会及び推進委員会（以下「委員会等」という。）は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会等の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会等の委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会等に出席させ、意見等を聴くことができる。

(管理運営部署)

第10条 対策規則第19条第1項の規定に基づき、本校に情報セキュリティにおける管理運営部署を設置し、総務課総務係をもって充てる。

2 管理運営部署は、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ副責任者の指示により、次に掲げる業務を行う。

(1) 委員会等の運営に関する業務

(2) 委員会等の審議に関連する事項の取りまとめ

(3) 情報セキュリティに関する連絡と通報

(4) 情報セキュリティに関する文書の保管

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ管理組織の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 旭川工業高等専門学校情報セキュリティ管理組織に関する取扱について（平成20年5月13日校長裁定）は、廃止する。

附 則（平成27. 3. 20 達第30号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 24 達第20号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第32号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。